

公共工事（投資）減少→価格競争の激化・低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増
→技術的能力が高くない建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念。



価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

品確法（H17～） そこに位置づけられたのが 総合評価方式

- ① 優良な社会資本整備を行うことができる。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。
- ③ 技術的能力を審査することにより、技術力向上に対する意欲を高め、業者の育成に貢献。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。
- ⑤ 地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進する。

< ●特別簡易型総合評価方式競争入札に関する評価調書 >

価格以外の項目										
評価項目		配点								
企業 の 技 術 力	① 企業 の 技 術 的 能 力	施工実績	2	2	0	2	2	2	2	2
		工事成績	4	3	4	4	4	4	4	4
		事故の有無	1	1	1	1	1	1	1	1
		ISO 9001	1	1	1	1	1	1	1	1
		ISO 14001	1	1	1	1	1	1	1	1
		労働安全マネジメント等	1	1	1	1	1	1	1	1
	② 配置 技術 者	保有資格	1	1	0	1	1	1	1	1
		施工経験	2	2	0	2	2	2	2	2
企業の地域 貢献度	地域貢献度	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0	0.5	
基準点計		14	12.5	8.5	13.5	13.5	13.5	13	13.5	
加算点（換算値）		10	8.929	6.071	9.643	9.643	9.643	9.286	9.643	
標準点		100	100	100	100	100	100	100	100	
技術評価点		110	108.929	106.071	109.643	109.643	109.643	109.286	109.643	

企業の地域貢献度について	
本市	県内 その他の項目
（3項目以上が1点、2項目以上が0.5点）	○地理的条件（市内に本店、緊急時の体制）
●災害活動実績	○市内資材の活用
●地域活動実績（市内ボランティア活動）	○市内企業の下請け活用
●更生保護協力事業者登録	○市内在住者の新規雇用の有無
●消防団協力事業所登録	○障害者、高齢者、女性、若年者の雇用
	○女性、若手の技術者の雇用
	○男女共同参画の取組
	○政策課題に寄与する取組

●令和3・4年度 山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加有資格者ランク別業者数

格付け	土木	建築	管
A	9	8	12
B	12	7	10
C	19	8	—
D	24	—	—
計	64	23	22

(令和4年6月1日現在)

●山陽小野田市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

<土木工事>

A等級：土木一式工事の特定建設業の許可、契約事項審査及び総合評定値の通知
土木一式工事における年間平均完成工事高 1億円以上
雇用保険・健康保険・厚生年金・建設業退職金共済組合等の制度に加入
総合点数900点以上

B等級：土木一式工事の建設業の許可、契約事項審査及び総合評定値の通知
土木一式工事における年間平均完成工事高 5千万円以上
雇用保険・健康保険・厚生年金・建設業退職金共済組合等の制度に加入
総合点数750点以上

C等級：土木一式工事の建設業の許可、契約事項審査及び総合評定値の通知
土木一式工事における年間平均完成工事高 2千万円以上
総合点数550点以上

D等級：土木一式工事の建設業の許可、契約事項審査及び総合評定値の通知
新規事業者等
総合点数549点以下

※等級格付の変更については、前回の等級の直近上位及び下位それぞれ1等級の範囲内

●プロポーザル方式等による審査結果の公表について

所管課 〇〇〇 件名 〇〇〇〇 提案数 3

審査結果

提案者	総得点	評定結果
(株)〇〇 〇〇支店	411点	特定
A社	372点	
B社	369点	

● 建設業法第22条（一括下請負の禁止）

○建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません。（第1項）

→ 建設業者とは建設業の許可を受けている者をいいます。

○建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってははいけません。（第2項）

→ 建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

一括下請負は、何次下請であっても、僅かな請負金額であっても、また、密接な資本関係（親会社が100%出資の子会社に下請させるような場合）であっても、例外なく全て禁止です。（第3項該当を除く）

○第1項又は第2項の規定は、建設工事が「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」以外の建設工事である場合において、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません。（第3項）★

→ 元請負人としての工事現場への技術者の配置等、建設業法のその他の規定により求められるものは必要です。

★「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」とは、**共同住宅を新築する建設工事**です。（令第6条の3）

つまり、共同住宅を新築する建設工事にあつては、法第22条第3項の規定は適用されませんので、**一括下請負が全面的に禁止**となっています。

● 入札契約適正化法第12条（一括下請負の禁止）

○公共工事については、いかなる理由があつても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。（法第22条第3項の規定は、適用しません）

→ この公共工事とは、国・地方公共団体が発注する工事及び入札契約適正化法施行令第1条に列記された特殊法人等が発注する工事をいいます。

一括下請負とは？

イ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

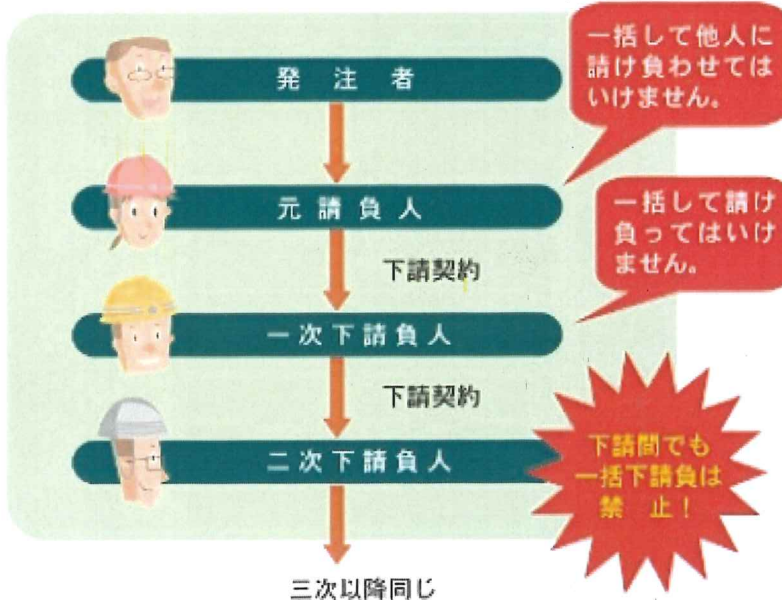
ロ 請け負った建設工事の一部であつて、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

上記のイまたはロの場合であつて、請け負せた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合は、一括下請負に該当します。

実質的に関与とは？

- ① 施工計画の作成
- ② 工程管理
- ③ 出来型・品質管理
- ④ 完成検査
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 下請業者の施工調整・指導監督
- ⑦ 発注者との協議
- ⑧ 住民への説明
- ⑨ 官公庁等への届出等
- ⑩ 近隣工事との調整

元請負人は①～⑩、下請負人については①～⑥等について主体的に関与することが必要。



一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から監督処分（営業停止）が行われます。

一括下請負は、下請工事の元請負人だけでなく下請負人も監督処分の対象となります。

■兵庫県三木市 ゴルフ場：25カ所 利用者：年間約104万人

<取組>

○2020年「ゴルフのまち推進課」を設置

「ゴルフ場が多いまち」から『ゴルフのまち』として、ゴルフのブランド化を促進し、ゴルフ産業を振興する。また、他市から訪れるプレイヤーや大会の観客に対し、ゴルフイベント等を通じ、三木の魅力や情報を発信する仕組みづくりや、広域連携によるインバウンド推進を行うことで世界中の人々が本市の地域資源に触れる機会を創出する。

●第2期三木市創生計画の中で「ゴルフを核としたまちの活性化」として4項目の2030年度の目標値(KPI)を策定。

①ゴルフ場利用者数(2020年時点104.1万人⇒120万人)

②ジュニア育成のゴルフ教室・スナッグゴルフ大会参加者数(2020年時点1,480人⇒2,400人)

③インバウンドへの参画事業者数(2020年時点10社⇒40社)

④個人旅行を含む三木市での外国人宿泊人数(2017年時点902人⇒4,000人)

■千葉県市原市 ゴルフ場：33カ所（日本一） 利用者：年間約160万人

「ゴルフの街いちはら」 ※ゴルフ利用税年間歳入6億4千万（令和元年度）

○てぶら de ゴルフ・ゴルフきっかけ体験

○ゴルフスタンプラリー「いちはらゴルフ場巡り」 =市観光協会が主催実施

○いちはらプロモーション大使と小学生のゴルフ体験教室

■JRとのタイアップ



■山陽小野田市 ゴルフ場：6カ所 利用者：年間約26万人

○ゴルフ場アクセス日本一「ニアピンシティ山陽」を宣言 新幹線駅からの好アクセス

○日本一のゴルフコンペ「鉄人ゴルフチャレンジ117」

○インバウンド 外国人客数 2019年 年間約2000人

○市内在住のプロゴルファー